

## 第8 乾燥設備

### 1 用語の定義

乾燥設備とは、乾燥を目的又は手段とするものをいい、条例第3条の熱風炉のなかで、乾燥を目的又は手段とするものについては本項の規制を受けることとなる（第8-1表参照）。

なお、生ゴミ処理機の扱いについては、第8-2表によること。

第8-1表

形式	加熱方法	用途例
固定式	直接加熱	塗装焼付乾燥、水切り乾燥、油焼鑄型乾燥、染料顔料乾燥、食品乾燥、ホーロー下地乾燥
	間接加熱	高級焼付乾燥、医療薬品、容器の消毒滅菌、燃焼生成物の影響を避ける乾燥
	熱風加熱	粉末乾燥、石鹼乾燥、洗濯物乾燥、木材乾燥、引火しやすい揮発分の多い塗装乾燥
	蒸気加熱	高級品乾燥、引火しやすい揮発分の多い塗料乾燥
通行式 (バンド型) (トンネル型) (気流型) (回転型) (真空式)	直接加熱	量産、塗装焼付乾燥、ブリキ印刷乾燥、印刷紙乾燥、繊維幅出し乾燥、青写真乾燥、ホーロー下地乾燥
	間接加熱	織布のドラム乾燥、燃焼生成物の影響を避ける乾燥
	熱風加熱	繊維幅出し乾燥、石鹼乾燥、紙乾燥
赤外線加熱		鑄型乾燥、樹脂鑄型焼成、塗装焼付乾燥、ビニール艶出乾燥、紙印刷物乾燥、幅出し乾燥、水切り乾燥、糊付乾燥

第8-2表

熱源	方式	扱い
電気	バイオ式	電気ヒーターにより、処理槽内の加熱及び生ごみの臭気の脱臭処理を行うことから、条例第3条「炉」の規定を適用する。
	乾燥式	電気ヒーターにより生ごみの乾燥を行うことから条例第7条「乾燥設備」の規定を、また脱臭装置部分は条例第3条「炉」の規定を適用する。
気体燃料	乾燥式	燃焼装置により、生ごみの乾燥を行うことから条例第7条「乾燥設備」の規定を適用する。

### 2 条例の運用

条例によるほか、次によること。

- (1) 第4章 第1節 第1（1.（8）を除く。）の規定を準用すること。
- (2) 条例第7条第1項第2号で規定する「室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備」の取り扱いは次によること

ア 「温度が過度に上昇するおそれ」とは、不燃性の物品を乾燥する乾燥設備にあっては、当該設備の許容設定温度以上に上昇するおそれのあるものをいい、また、可燃性物品を乾燥する乾燥設備にあっては、被乾燥物に応じた設定温度以上に上昇するおそれのあるものをいう。

イ 「非常警報装置」は、サーモスタットその他温度測定装置により連動する自動式のものとし、常時人のいる場所に明瞭に聞こえるように設置すること。

ウ 「熱源の自動停止装置」とは、乾燥物品を収容する部分の異常な温度上昇をとらえて自動的に熱源を遮断する過熱防止装置をいい、手動で復帰させなければ、熱源の再供給ができない構造のものであること。

(3) 条例第7条第1項第3号で規定する「火粉を飛散しない構造」とは、排気部分に金網、遮蔽板を取り付けるとか、排気を熱源から直接するのではなく、間接排気にする等の構造をいう。

(4) 熱源の発生装置としてボイラーを使用する場合は、本項の他条例第4条の規制が適用となる。

(5) コインランドリー用乾燥設備については、別記資料によること。

(6) 条例第53条第6号で規定する「個人の住居に設けるもの」には、これに類するものとして下記のいずれかに該当するものも含むものとする。

ア 入力が17キロワット未満のもの

イ 乾燥物収容室の据え付け面積が1㎡未満のもの

ウ 乾燥物収容室の内容積が1㎡未満のもの

## 別記資料

### コインランドリー用乾燥設備

#### 1 適用範囲

この基準は、コインランドリー（不特定多数の者が、洗たく、乾燥のために、有料で使用する設備及び場所をいう。）に設置する気体燃料を熱源とした回転式衣類乾燥設備（以下「乾燥機」という。）に適用する。

#### 2 乾燥機及び付属設備の構造等

(1) 乾燥機本体の構造、性能等については次によること。

ア 主要構造部は、不燃材料で造られていること。ただし、操作上及び機能上必要な部分については、必要最小限の範囲で不燃材料以外の材料を使用することができる。

イ 外かく表面の平常温度と、室温との差が摂氏 105℃以下となる構造であること。

ウ 次の安全装置が設けられていること。

(ア) バーナー安全装置

(イ) 自動温度調節装置及び過熱防止装置

(ウ) とびら開閉時安全装置

(エ) 停電時安全装置

エ 前ウの安全装置は、次の性能を有すること。

(ア) バーナー安全装置は、バーナーの炎が立ち消えた場合及び炎検出部が損傷した場合に、自動的にバーナーへのガス通路を閉じる構造であること。

(イ) 自動温度調節装置は、平常運転時における乾燥室内の雰囲気温度を、一定温度に調節できる構造であること。

(ウ) 過熱防止装置は、自動温度調節装置の機能の停止又は異常燃焼等による過熱を自動的にとらえ、燃焼を停止する構造で、作動した場合、手動により復帰する構造であること。

(エ) とびら開閉時安全装置は、ドアを閉じなければメインバーナーに点火できない構造であり、ドアを開いた場合、自動的にメインバーナーのガス通路を閉じる構造であること。

(オ) 停電時安全装置は、使用中停電した場合、自動的にメインバーナーのガス通路を閉じる構造であり、再通電した場合でもメインバーナーのガス通路が閉じたままの構造又は自動的に再点火する構造であること。

オ 未然ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、プレパージ又はポストパージができるものであること。

カ 排気ファンは、メインバーナーの燃焼時に自動的に運転する構造であること。

キ 排気ファンが故障等により停止した場合又はフィルターが目づまりした場合に、自動的にメインバーナーのガス通路を閉じる構造であること。

ク 排気ファンの静風圧は、設置する排気筒の抵抗と排気筒トップ周辺の風圧力（排気筒トップが風圧帯外にある場合は 266Pa 以上、風圧帯内にある場合は 1,064Pa 以上とする。）の和以上とすること。

(2) 排気筒は、亜鉛鉄板（JIS G 3302）又はこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する

不燃材料を使用すること。

(3) 燃料配管は、金属配管とすること。

### 3 設置要領

設置要領は、条例によるほか、次によること。

(1) 屋内に設ける乾燥機にあつては、壁及び天井の乾燥機に面する部分の仕上げを準不燃材料でした室内に設けること。ただし、入力合計が70kW以下の乾燥機で、常時管理人等がいる場合はこれによらないことができる。

(2) 乾燥機は、不燃材料で造った床上に設けること。ただし、乾燥機下面の可燃性床面の表面温度が、室温との差が65℃以下となるものにあつてはこれによらないことができる。

(3) 乾燥機は、床又は壁等に堅固に固定すること。

(4) 排気筒トップは、風圧帯外の場合は多翼型、H型等とし、風圧帯内の場合は抵抗が少なく、雨水等の浸入しない措置を講じたものとする。

(5) 排気筒の加圧側接続部は、排気漏れを生じない接続とすること。

(6) 複数の乾燥機の排気を共用排気筒により排出する場合は、次によること。

ア 強風時及び機器を使用していない時に、他の機器の排気が逆流しない機構を有すること。

イ 機器は原則として同一室内にあること。

ウ 共用排気筒の断面は、各機器の必要断面積の和以上であること。

(7) 給気口は、原則として自然給気方式とし、給気口の有効開口面積は排気筒の断面積以上とすること。

(8) 天井近くに200cm<sup>3</sup>以上の有効な換気を行うための排気口を設けること。

(9) ガラリ等を設ける場合は、次の表に掲げる開口率により有効開口面積を算出すること。

ガラリの種別	開口率
スチールガラリ	50%
木製ガラリ	40%
パンチングパネル	30%

### 4 その他

次の事項を本体又は掲示板等に明記すること。

(1) 運転上の注意事項

(2) 非常の場合の措置

(3) 故障等の異常時における連絡先